

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続の中止について（お知らせ）

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、お知らせします。

令和８年３月１３日　那覇地方法務局宜野湾出張所　登記官　古謝幸之

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第3608-2024-0024号	中頭郡読谷村字長浜仲袋原３０２７番
第3608-2024-0025号	中頭郡読谷村字長浜二石原２４７７番